

大地の家

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用契約書

事業者 有限会社 そら

契約当事者の表示

利用者

氏名

性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日
被保険者番号						
要介護状態区分		要介護 1 ・ 要介護 2 ・ 要介護 3 ・ 要介護 4 ・ 要介護 5				
要介護認定の有効期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
被保険者証記載の特記事項 ※特記事項がない場合は斜線を引く						

認知症

診断名	
診断医師名	
診断年月日	

利用者代理人

氏名

利用者との関係

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う(以下「事業所」という。)

事業所名 有限会社 そら

名称 グループホーム「大地の家」

事業所番号 0770401495

利用開始日 令和 年 月 日

様(以下「契約者」という。)と有限会社 そら (以下「事業者」という。)は、契約者がグループホーム 大地の家 (以下「事業所」という。)において、事業者から提供される指定認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型生活介護並びに、短期利用共同生活介護について、次の通り契約します。

第1章 総 則

第1条 (契約の目的)

事業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護並びに短期利用共同生活介護の介護保険法令と本契約の各条項にしたがって指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び、短期利用共同生活介護サービス(以下「サービス」という)を提供し、利用者又は利用者代理人は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間と更新)

1. この契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は、要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間満了日の7日前までに、利用者又は利用者代理人から文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
3. 契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条 (身元引受人)

1. 事業者は、利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合は、その限りではありません。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
2. 身元引受人は、本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する責務について連帯責務者になると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条 (利用基準)

利用者が次の各号に適合する場合、グループホーム「大地の家」の利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症があること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 本契約で定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

第5条 (サービス介護計画の作成)

1. 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定認知症対応型共同生活介護計画及び、介護予防認知症対応型共同生活介護計画更に、短期利用共同介護計画(以下「介護計画」という)を、速やかに作成します。
2. 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
3. 利用者及び、利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
4. 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明します。

第6条 (サービスの内容及びその提供)

1. 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ①介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア)入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ)日常生活上の世話
 - ウ)日常生活の中での機能訓練
 - エ)相談、援助
 - オ)医療連携による健康管理
2. 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
3. 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。

4. 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。
5. グループホーム「大地の家」職員は、身体拘束廃止に向けた利用者様本位のサービス提供に努めます。

第7条 (医療上の必要への対応)

1. 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要になった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
2. 事業者は、利用者に健康上急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急医療あるいは救急入院が受けられるようにします。
3. 事業者は、サービス提供体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のため、別紙重要事項記載の協力医療機関と連携を連携をとっています。

第8条 (利用料等の支払い)

1. 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、利用契約書別紙のとりの利用料等を支払います。
2. 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より急急を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます(以下「法定代理人受領サービス」という)。
3. 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、毎月10日～15日の間に請求額の確認を行う必要があります。
4. 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を毎月15日までに、事業者の指定する方法により支払います。
5. 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収書を発行します。

第9条 (法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付)

事業者は法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護更に、短期利用共同生活介護サービス等の提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条 (利用者及び利用者代理人の権利)

利用者及び利用者代理人は、グループホーム「大地の家」のサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心感と自由をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて、援助を受けられること。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流が保たれ、個人情報を守られること。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- ⑧ 暴力や虐待及び、身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- ⑩ 生活やサービスについて、職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。(苦情受付窓口等は、重要事項説明書に記載しています)

第11条 (利用者及び利用者代理人の義務)

利用者及び利用者代理人は、グループホーム「大地の家」のサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事情がない限り、利用者の取決めやルール及び事業者またその協力医師の指示に従うこと。
ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること。

第12条 (造作・模様替え等の制限)

1. 利用者及び利用者代理人は、居室にて造作・模様替えするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して書面によりその内容を届け出て、事業者の承諾を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の現状回復費用は、利用者および利用者代理人の負担になります。

2. 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
3. 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム「大地の家」内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第13条 (契約の終了)

次の各号のひとつに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定させた場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 利用者又は利用者代理人が第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ④ 事業者が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日。
- ⑤ 乙が病気療養等において1ヶ月以上居室を不在とする場合
ただし、利用者が長期にグループホーム「大地の家」を離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の受け入れが可能となったとき。

第14条 (利用者の契約解除)

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも7日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第15条 (事業者の契約解除)

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができる。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1ヶ月分滞納したとき。
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

第16条 (退去時の援助及び費用負担)

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホーム「大地の家」を退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他保険機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去の為に必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第17条 (損害賠償)

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 事業者は、万が一の事故発生に備え重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
3. 利用者の故意又は重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要になった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第18条 (秘密保持)

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第19条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、福島地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第20条 (契約に定めない事項)

この契約に定めない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

第21条 (ハラスメント対策)

1. ハラスメント防止のための指針の作成をし、従業員に対して、ハラスメントに関する研修を実施します。
2. 従業員が報告・相談しやすい体制の整備を行います。

3. ハラスメントに対する法人内での適切な対応を図ると共に、事業所内に責任者を選定しています。
 4. 以下のハラスメントに当たる行為があった場合には、契約解除となる場合があります。
 - イ) 暴力又は乱暴な言動(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発するなど
 - ロ) セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
 - ・従業者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、女性のヌード写真を見せるなど
 - ハ) 精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ・大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。家族が利用者の文句をうのみにし、理不尽な要求をする。特定の従業員にいやがらせをする。
- 二)その他
- ・従業員がハラスメントと感じる行為

第22条 損害賠償(事業所の義務違反)
(損害賠償責任)

1. 事業者は、本規約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない自由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

以下の契約の証しとして本契約書を2通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

契約者氏名

利用者	(住所)	
	(氏名)	印
<hr/>		
利用者代理人	(住所)	
	(氏名)	印
	電話	
<hr/>		
身元引受人	(住所)	
	(氏名)	印
	電話	
<hr/>		
事業者	(住所) 福島県いわき市四倉町字西三丁目12番地の15	
	(氏名) 有限会社 そら	印
	電話 0246 (32) 6011	
<hr/>		
説明者	(氏名)	印

**指定認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
サービス利用契約書別紙**

施設名称	大地の家		
施設の種類	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		
住所	福島県いわき市四倉町字西三丁目12番地の15	TEL0246-32-6011	FAX0246-84-9662

1. 契約書 第7条 (医療上の必要への対応)

第3項にある協力医療機関 額賀胃腸科内科医院 TEL 0246-32-2839

2. 契約書 第8条 (利用料等の支払い)

第1項にある利用料
「介護保険給付サービス」

介護保険サービス自己負担額 (自己負担額一割の日割)

要介護区分	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担金額	761	765	801	824	841	859

介護保険サービス自己負担額 (自己負担額二割の日割)

要介護区分	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担金額	1,522	1,530	1,602	1,648	1,682	1,718

介護保険サービス自己負担額 (自己負担額三割の日割)

要介護区分	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担金額	2,283	2,295	2,403	2,472	2,523	2,577

3. 加算費用

3-1) 初期加算費用

※初期加算として、30日間は1日つき30単位を所定に加算致します。

3-2) 医療連携体制加算費用

※医療連携体制加算(Ⅰ)ハとして、1日につき32単位を所定単位に加算します。

3-3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)の自己負担分比率

※介護サービス費合計単位×22.0%

4. 介護保険給付外利用料金

4-1) 利用料金(30日計算)

(単位:円)

要介護区分	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
家賃	月額45,000円					
食費	59,400円(日/1,980円) (税込)					
水道光熱費	20,400円(日/680円) (税込)					
管理費	15,000円(日/500円)					
共益費	月額11,000円					

※記載の他に、敷金とし50,000円入所時徴収いたします。

※食費は、1日あたり、1,980円(朝食590円、昼食610円、夕食710円、おやつ代70円)

4-2) 日常生活上必要な諸費用料金

(例) 医療費 …実費
消耗品代 …実費
オムツ代 …実費
理美容代 …実費

